

秋田県の人事行政の運営について（要旨）

「秋田県人事行政の運営等の状況の公表に関する条例」の規定に基づき、令和3年度における秋田県の人事行政の運営の状況及び秋田県人事委員会の業務の状況を秋田県公報で公表しておりますが、その要旨を紹介いたします。

1 職員数の状況（各年4月1日現在）

部門	区分	職員数				対前年増減数		主な増減理由
		令和3年		令和4年		増減数	うち知事部局	
		うち知事部局	うち知事部局	うち知事部局	うち知事部局			
一般行政	総務他	3,385	3,150	3,373	3,126	△ 12	△ 24	業務減等
特別行政	教育	8,304	7	8,226	9	△ 78	2	児童生徒数の減少など
	警察	2,374	0	2,379	0	5	0	欠員補充
公営企業	病院	0	0	0	0	0	0	
	下水道	13	13	14	14	1	1	業務増等
	その他	117	16	121	16	4	0	業務増等
合計		14,193	3,186	14,113	3,165	△ 80	△ 21	

- 職員数は一般職の職員数であり、地方公務員の身分を保有する休職者、派遣職員等を含み、臨時的任用職員及びフルタイムの会計年度任用職員以外の非常勤職員を除いています。
- 「うち知事部局」の合計は、「(2) 定員管理の取組」における対象職員と一致します。

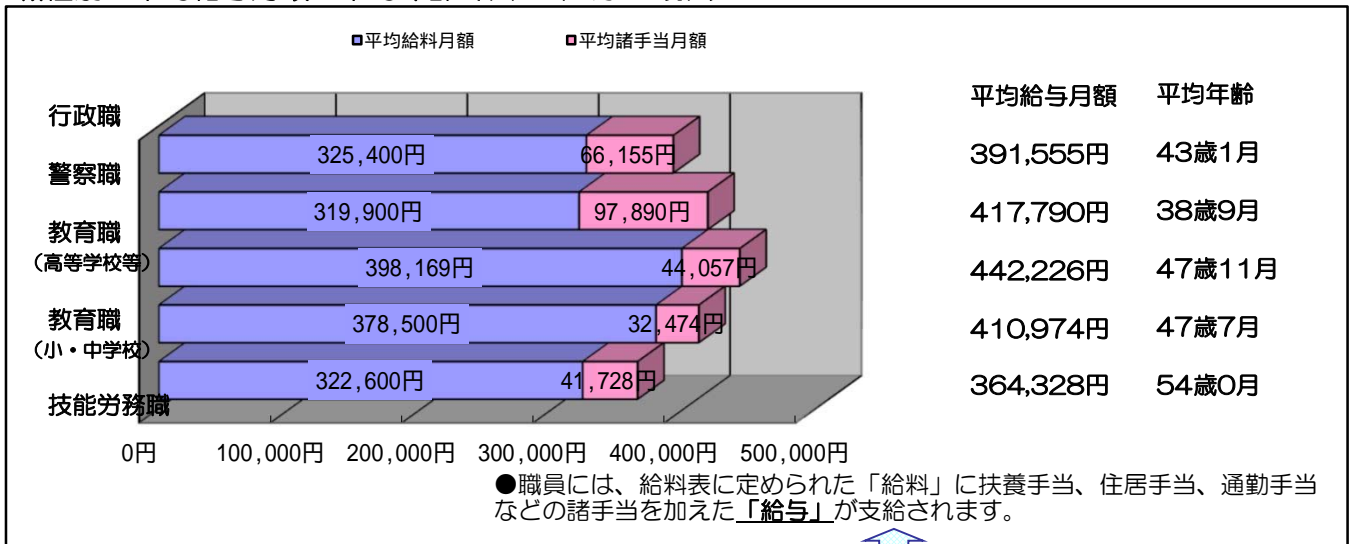
定員管理

対象職員：知事部局職員(再任用職員、任期付職員等を除く。)

計画期間：令和4年度から令和7年度までの4年間

取組方針：3,200人体制を目安に質の高い行政サービスの提供と働き方改革の推進の両立を図る。

2 職種別の平均給与月額と平均年齢（令和4年4月1日現在）



県職員の給与水準

県職員の給与は、県内民間事業所の給与の実態や生計費、物価などの調査結果に基づいて県人事委員会が行う給与勧告、国や他の地方公共団体との均衡を考慮して、県議会の審議を経て条例で定められています。
なお、退職手当を含め、国に準じたものになっています。

3 初任給の状況（令和4年4月1日現在）

区分	初任給	
行政職	大学卒	181,928円
	高校卒	149,610円
警察職	大学卒	211,830円
	高校卒	172,364円
教育職 (高等学校等)	大学卒	203,675円
教育職 (小・中学校)	大学卒	203,675円

4 一般行政職の級別職員数（令和4年4月1日現在）

区分	9級	8級	7級	6級	5級	4級	3級	2級	1級	計
標準的職務内容	部長	次長	課長	課長	主幹・副主幹	副主幹・主査	主査・主任	主事・技師	主事・技師	
職員数	21人	52人	42人	286人	1,135人	624人	608人	486人	498人	3,752人
構成比	0.6%	1.4%	1.1%	7.6%	30.3%	16.6%	16.2%	13.0%	13.3%	100.0%

●県には9種類13表の給料表がありますが、上の表は行政職のものです。

5 職員手当

①期末・勤勉手当（令和3年度）

区分	期末手当	勤勉手当
支給割合		
6月支給	1.225月分	0.925月分
12月支給	1.125月分	0.925月分
合計	2.35月分	1.85月分

●特定幹部職員（本庁次長級以上の職員）は、6月期と12月期の期末手当のうち、それぞれ0.2月分を勤勉手当に振り替えています。

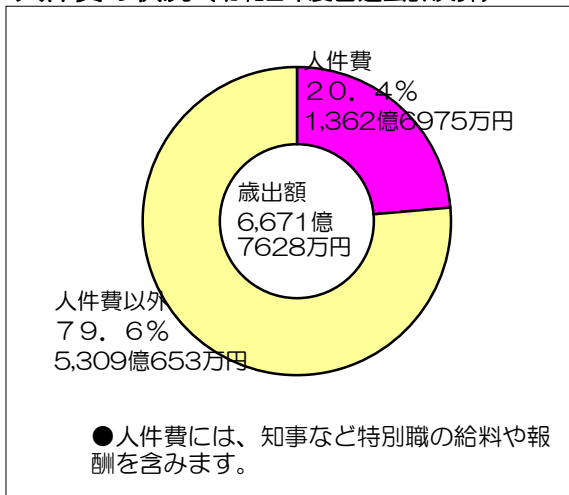
●職制上の段階、職務の級などにより加算措置があります。

②退職手当（令和3年度）

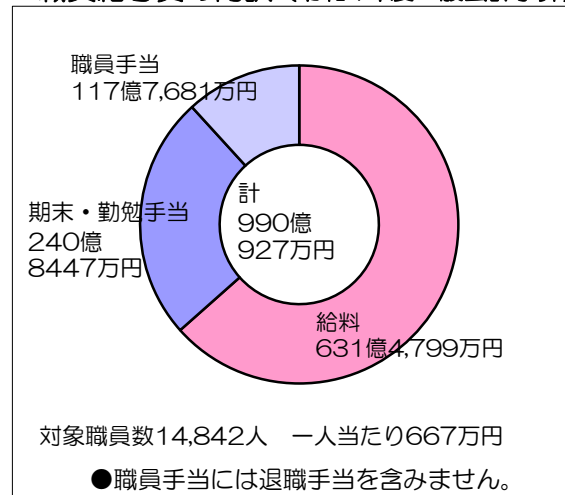
区分	支給割合	
	自己都合	勲褒・定年
勤続20年	19.6695月分	24.586875月分
勤続25年	28.0395月分	33.27075月分
勤続35年	39.7575月分	47.709月分
最高限度	47.709月分	47.709月分

平均支給額	一般行政職	警察職	教育職
	17,637千円	13,869千円	11,851千円

6 人件費の状況（令和2年度普通会計決算）



7 職員給与費の内訳（令和4年度一般会計予算）



8 特別職の給料など（令和4年4月1日現在）

区分	給料・報酬		期末手当	
			6月期	12月期
知事	1,210,000円	(968,000円)	1.55月分	1.55月分
副知事	930,000円	(790,500円)	1.55月分	1.55月分
議長	910,000円		1.55月分	1.55月分
副議長	810,000円		1.55月分	1.55月分
議員	780,000円		1.55月分	1.55月分

●知事・副知事の給料については、令和7年4月まで知事が20%、副知事が15%減額されています。カッコ内は減額後の額です。（R3.4.30改正）

●知事、副知事には寒冷地手当及び退職手当も支給されます。

●知事、副知事の期末手当については、令和6年12月まで知事が20%、副知事が15%減額されています。（R3.4.30改正）

9 懲戒処分の状況（令和3年度）

区分	戒告	減給	停職	免職	計
給与・任用に関する不正			1		1
一般服務違反	1		1	2	4
一般非行					0
収賄等					0
道路交通法違反（職務執行外）		2	1	2	5
監督責任	1				1
計	2	2	3	4	11

●知事部局等、警察本部及び教育委員会（市町村立学校の県費負担教職員を含む。）の合計です。